

事務連絡
令和3年9月28日

各指定管理者の長 様
各設置・管理許可者の長 様

兵庫県県土整備部
まちづくり局公園緑地課長

県立都市公園における新型コロナウイルス感染症対策について

第62回兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の結果を踏まえ、10月1日から10月21日までの間、下記のとおりご対応をお願いします（令和3年9月9日付け事務連絡から下線部分を変更）。

なお、9月30日までの間については、引き続き令和3年9月9日付け事務連絡のとおりご対応をお願いします。

記

1 施設

(1) 運動施設等

別紙のとおりとする（更衣室やシャワー室等の付属施設については、本体施設と同様の取扱いとする）。

(2) 飲食店

① 兵庫県新型コロナ対策適正店認証を取得した店舗

ア 営業時間

21時まで（酒類の提供は20時30分まで）の短縮を要請

イ テイクアウト

酒類のテイクアウトは不可

② ①以外の店舗

ア 営業時間

20時まで（酒類の提供は一定の要件※を満たす場合のみ19時30分まで可）の短縮を要請

※ 一定の要件：アクリル板等の設置（又は座席の間隔（1m以上）の確保）、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内

(3) 駐車場

開放

2 来園者対応

都市公園内での飲酒を禁止する （1（2）及び4（1）③で認められる場合を除く）。

3 イベント等

(1) 考え方

「開催する場合の目安」に該当しないイベント又は感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策がなされていないイベントについて、県又は指定管理者が主催するものは中止又は延期し、それら以外の者が主催するものは許可を行わない。

<開催する場合の目安>

区 分	収容定員	人数上限
大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	100%以内	5,000人以下、又は収容定員の50%以内(≦10,000人)
大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%*以内	のいずれか大きい方

(収容定員と人数上限のいずれか小さい方)

* 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい。

(2) 許可の取扱い

感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策が計画されているかを十分に確認したうえで許可の可否を判断することとし、許可にあたっては、以下の2点を条件として付す。

- ① 感染防止対策について、許可申請時に提示した計画を遵守するほか、管理者等が随時行う指示に従うこと
- ② 上記①の条件を満たさない場合や県全体としての感染防止対策の必要性により許可を取り消す場合があること

[参 考]

- ・参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等を徹底することを要請する。
- ・開催時間は、21時までとすること。
- ・全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの開催申請があった場合には、申請者に対して、県対策本部事務局への事前相談結果の確認を行う。
- ・祭り、花火大会、野外フェスティバル等、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場や区域内の適切な行動確保ができないイベントは許可しない。
- ・業種別ガイドラインの徹底やイベント前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底できないイベントは許可しない。

4 その他

(1) 露店等(移動販売を含む)

「県立都市公園における花見期間中の露店等に係る許可条件について」(令和3年3月16日付け兵庫県県土整備部まちづくり局公園緑地課長事務連絡に添付)及び感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策が計画されていることを十分に確認したうえで許可の可否を判断することとし、許可にあたっては、以下の3点を条件として付す。

- ① 感染防止対策について、許可申請時に提示した計画を遵守するほか、管理者等が随時行う指示に従うこと
- ② 上記①の条件を満たさない場合や県全体としての感染防止対策の必要性により許可を取り消す場合があること
- ③ 営業時間は、20時までとすること（酒類の提供は一定の要件※を満たす場合のみ19時30分まで可）

※ 一定の要件：アクリル板等の設置（又は座席の間隔（1m以上）の確保）、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内

(2) 自動販売機

酒類の販売は不可

(3) 感染防止対策

以下のガイドライン等を参考に、感染防止対策を徹底する。

[ガイドライン等]

- ・「都市公園における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応について」（令和3年4月26日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長事務連絡）
- ・「都市公園における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応について」（令和3年4月1日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長事務連絡）
- ・「『新しい生活様式』を踏まえた身近な公園利用のポイント」について」（令和2年8月7日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長事務連絡）
- ・「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月22日付け兵庫県県土整備部まちづくり局公園緑地課長事務連絡に添付）
- ・「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対策の徹底について」（令和2年5月6日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長事務連絡）
- ・「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」

※ スポーツ庁HP「スポーツ関係の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインについて」

(https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html) 参照

※ 上記以外の業種ごとの感染拡大予防ガイドラインについては、内閣官房HP「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」

(<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>) 参照